

全議第153号  
平成30年9月12日

全国各都道府県議会議長 殿

全国都道府県議会議長会会長  
(公印省略)

厚生年金への地方議会議員の加入に向けた活動方針について

9月11日開催の役員会において標記活動方針を決定しましたので、お知らせいたします。

本件は、去る7月25日開催の第160回定例総会における「厚生年金への地方議会議員の加入に関する決議」の決定等を踏まえ、次期臨時国会への関係法案の提出並びに早期成立に向け、本会の活動方針を改めて確認したものであります。

各議会におかれましては、本活動方針の趣旨をご理解いただき、厚生年金への地方議会議員の加入の実現に向け、引き続き、関係国会議員への要請、意見書の提出など積極的に対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 厚生年金への地方議会議員の加入に向けた活動方針

平成 30 年 9 月 11 日  
全国都道府県議会議長会

厚生年金への地方議会議員の加入に向け、次期臨時国会において議員立法による関連法案の提出並びに早期成立を図るため、以下の方針に基づき要請活動等を重点的に実施する。

○「厚生年金への地方議会議員の加入に関する決議」（平成 30 年 7 月 25 日第 160 回定例総会決定）を踏まえ、正副会長を中心として、自由民主党をはじめ各党関係要路に対し要請活動を引き続き強力に行う。

○各都道府県議会においては、同決議の内容を踏まえ、市町村議会との連携を図りつつ、与野党を問わずあらゆる機会を通じて地元選出国會議員に対し要請を行い、要請内容に対する理解を求める。

○要請に対する国會議員の対応については、全国都道府県議会議長会事務局（担当：都道府県議会議員共済会業務部）に逐次連絡する。

○各都道府県議会からの連絡内容を整理し、必要に応じ役員は対応を協議する。